

『中小企業季報』投稿規程

(趣旨)

第1条 『中小企業季報』への投稿に関する取扱いについては、本規程に定めるところによる。

(刊行)

第2条 『中小企業季報』は、年4回刊行する。

2 『中小企業季報』の編集は、『中小企業季報』編集委員会（以下「編集委員会」という）が行う。

(論文投稿資格)

第3条 中小企業季報に論文を投稿または寄稿できる者は以下のとおりとする。

①大阪経済大学の専任教員（特任、任期付を含む）（以下「本学専任教員」という）。

②日本中小企業学会の副会長の推薦を受け、編集委員会が認めた者

③その他編集委員会が認めた者

2 共著で投稿または寄稿する場合は、前項の者が筆頭執筆者でなければならない。

3 本学専任教員が投稿を希望する場合は、編集委員会が定める各号の期日までに「投稿票」を提出しなければならない。

(論文投稿者選定)

第4条 中小企業季報の各号に掲載する論文は、日本中小企業学会副会長の推薦を受け、編集委員会が認めた2名と、「投稿票」の提出があった本学専任教員ならびに編集委員会が認めた者のうちの2名の論文とする。

2 本学専任教員から「投稿票」の提出があった場合は、2名を上限として編集委員会を選定を行う。

3 本条で選定された者が、辞退または提出期日までに原稿を提出しなかった場合においても、改めて選定（補充）することはない。

(論文投稿条件)

第5条 『中小企業季報』に投稿または寄稿できる形態は、論文のみとする。

2 論文は、中小企業分野または企業経営分野における執筆者の研究成果をまとめた著述とし、先行研究を踏まえ、新規性・有用性・客観性のある内容を有し、研究の手續きに厳密性があるものでなければならない。

3 原稿は、未発表のものとし、『中小企業季報』に掲載された論文は、他の出版物（電子

版を含む)等に掲載することはできない。

(論文提出条件)

第6条 原稿は、編集委員会が定める各号の期日までに、完成原稿で提出しなければならない。

2 抄録(200字程度)を作成し、論文原稿と一緒に提出しなければならない。

3 原稿の形式は、編集委員会の定める『中小企業季報』「論文」執筆要領」に則らなければならない。

(解説および書評)

第7条 「解説および書評」の対象となる文献は、以下の者からの推薦により、編集委員会が認めたものとする。なお、対象文献を推薦する際には、その評者(執筆者)も併せて推薦することを条件とする。

①本学専任教員

②編集委員

③本学名誉教授

④日本中小企業学会会員

⑤『中小企業季報』に掲載歴のある論文ならびに書評の執筆者

2 各号に掲載する「解説および書評」は、5点程度とする。

3 原稿は、編集委員会の定める『中小企業季報』「解説および書評」の執筆要領」に則って作成し、編集委員会が定める各号の期日までに提出しなければならない。

(校正)

第8条 論文ならびに「解説および書評」の校正は初校と再校の2回までとし、執筆者の責任において行う。ただし、編集委員会が必要と判断した場合には、加筆、削除、修正等を求めることができる。

第9条 (削除)

(著作権)

第10条 『中小企業季報』に掲載された著作物(論文、「解説および書評」)の著作権等は以下のとおりとする。

(1) 投稿後、掲載された著作物の著作権は、執筆者が保持する。

(2) 投稿後、掲載された著作物の複製、公衆送信および送信可能化は、当該著作物の執筆者が編集委員会に許諾したものとみなす。編集委員会が複製、公衆送信および送信可能化を第三者に委託した場合も同様とする。

(3) 『中小企業季報』に掲載された著作物を他の出版物（電子版を含む）に転載、収録する場合は、当該執筆者が編集委員会に対して文書による事前の申し出を行い、編集委員会の承諾を得なければならない。ただし、機関リポジトリへの掲載についてはこの限りではない。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、編集委員会が行う。

附則

1. この規程は、2019 年 2 月 18 日に制定し、同日から施行する。
2. 本規程は、2024 年 5 月 7 日に改正し、同年 4 月 1 日に遡って施行する。